

特殊車両、過積載車両の合同取締り

道路は、一定の寸法や重量の車両が通れるように造られており、決められた重量や寸法を守り通行することが必要です。

しかし、許可条件を違法に超過した特殊車両、及び過積載車両は、本来道路が保有する寿命を著しく縮め補修費用の負担を増大させ、また、重大事故を誘因するなど社会経済に大きな影響を与えています。このため道路の構造の保全、交通の安全確保を図ることを目的に村上警察署と合同で特殊車両と過積載車両の指導取締りを実施します。

取締日時：平成29年10月26日（木）14時00分～16時00分（雨天中止）

※取材される場合は、14時頃までに現地にお越し下さい

取締場所：国道7号 かみおおとり上大鳥チェーン着脱場（むらかみしかみおおとりあざしもがわら村上市上大鳥字下川原地先）（下図参照）

実施内容：「特殊車両」、「過積載車両」を対象とした取締り



同時発表記者クラブ

新潟県政記者クラブ
新潟県政記者クラブ
新潟日報社（村上支局）
村上新聞社
いわふね新聞社
NHK新潟（村上報道室）
その他・専門紙

問い合わせ先

【特殊車両の通行許可に関すること】

国土交通省 北陸地方整備局 羽越河川国道事務所
道路管理課長 羽賀 勝義（はが かつよし）

住所：新潟県村上市藤沢27-1
TEL：0254-62-3211（代）

【過積載に関すること】

新潟県警察 村上警察署
交通課長 山形 武（やまがた たけし）

住所：新潟県村上市南町2-3-18
TEL：0254-52-0110（代）

〈補足資料〉

◎道路法に基づく車両の制限

道路は一定の構造基準により造られています。そのため、道路法では道路の構造を守り、交通の危険を防ぐため、道路を通行する車両の大きさや重さの最高限度を次のとおり定めています。この最高限度のことを「一般的制限値」といいます。(道路法第47条1項、車両制限令第3条)

➤下表の限度を「1つでも」超える車両は「特殊車両通行許可」が必要です

	道路の構造による限度 (車両制限令等)
長さ	走行(連結・積載)状態で 12m ※トレーラ等連結車はほとんどが これを超えます。
幅	積載状態で2.5m
高さ	積載状態で3.8m (一部道路では4.1m)
総重量 (車+乗員+荷物)	積載状態で20t (一部道路では車両の構造に応じて 最大25t)
軸重	積載状態で最大10t



【注意】
・車両の大きさや重さに関する制限はこのほかにも「道路運送車両法」、「道路交通法」でも定めがあります。
・自動車検査証に記載の車両総重量等の範囲内であっても、左表の限度を「1つでも」超える車両は「特殊車両通行許可」が必要です。

～重量が基準の2倍以上の悪質違反者に対する即時告発の実施～

国等が実施した実験結果によると、道路橋の劣化に与える影響については、軸重20tの車1台が10t車の約4,000台相当となり、全走行車両のわずか0.3%の重量を違法に超過した大型車両が、道路橋の劣化の約9割以上を引き起こしています。

特に基準の2倍以上の重量超過の悪質違反者に対しては、現地取締りで違反を確認した場合に、その事実をもって告発を行うなど、違反者に対する更なる取締り等を強化することとしています。

0.3%の重量を違法に超過した大型車両※が道路橋の劣化に与える影響は全交通の約9割を占め、一部の違反車両が道路を劣化させる主要因となっている。 ※車両総重量20tを超える違反車両

⇒軸重20トン車が道路橋に与える影響は、軸重10トン車の約4,000台に相当

舗装のひび割れ



橋の裏面の様子
(床版のひび割れ)



道路橋の劣化に与える影響

